

ESG 10 minutes

管理部門向けのESG情報開示・対話のニュースレター

2022年7月

(本号は2022年6月30日までの情報に基づきます)

What's New & Update (2022/4～2022/6)

公表日	公表主体	公表内容
2022年4月7日	財務会計基準機構(FASF)	「SSBJ(サステナビリティ基準委員会)設立準備委員会」(第5回)開催(4月21日第6回、5月12日第7回、5月26日第8回、6月9日第9回、6月23日に第10回を開催)。【→p.2記事】
2022年4月18日	金融庁	金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」(第8回)開催(5月23日に第9回を開催)。【→p.3記事】
2022年4月27日	IFRS財団	ISSBが、主要な法域の機関が参加するワーキンググループを創設。中国、欧州、日本、英国、米国の機関が参加。【→p.2記事】
2022年4月29日	EFRAG	欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)案の公開。8月8日期限で公開草案に対するパブリックコメントを募集。【→p.2、p.4記事】
2022年5月9日	米国SEC	気候関連開示(Climate-Related Disclosures)規則案へのパブリックコメント期間を6月17日まで延長【→p.2記事】
2022年6月1日	国際会計士連盟(IFAC)	サステナブルな開発のための世界経済人会議(WBCSD)、国連責任投資原則(PRI)、国際会計士連盟(IFAC)が、IFRS財団、米国SEC、欧州委員会の取り組みへコメント。【→p.2記事】
2022年6月13日	金融庁	金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告の公表。【→p.3記事】
2022年6月21日	EU	欧州理事会と欧州議会の企業サステナビリティ報告指令(CSRD)の暫定的合意。【→p.4記事】
2022年6月28日	TNFD	「TNFD(自然関連財務情報開示タスクフォース)自然関連リスクと機会管理・情報開示フレームワーク」(ベータ版v0.2)公表
2022年6月29日	経済産業省	「非財務情報の開示指針研究会」がISSB公開草案への意見書を公表。【→p.2記事】

1. サステナビリティ開示基準設定に関する動向

- IFRS財団の国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)によるIFRSサステナビリティ開示基準公開草案の市中協議(期限7月29日)に対応し、国内主要機関がコメントをとりまとめています。
- 米国SECの気候関連開示規則案の市中協議は終了しました。欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)案の市中協議(期限8月8日)は実施中です。ISSBは、米国、欧州を含む各国の規則もしくは基準の設定の取り組みとの連携を進めています。

サステナビリティ開示基準設定の動向

米国SEC、ISSB、欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)により、サステナビリティ開示基準に関する市中協議が開始され(米国SECの市中協議は6月17日に終了)、規制もしくは基準の相違点にも関心が向けられています。

ISSB案、SEC案、ESRS案の特徴の比較表

観点	ISSB	SEC	ESRS
規則／基準の対象	サステナビリティ関連財務情報開示	気候関連開示	サステナビリティ報告
開示／報告におけるマテリアリティの考え方	「シングルマテリアリティ」企業に対して影響をもたらすリスクと機会(outside-in)を考慮	「ダブルマテリアリティ」左記outside-inに加えて、企業による影響(inside-out)も考慮	
開示／報告の想定される利用者	財務報告の主要な利用者(投資者、融資者およびその他の債権者)	投資者	主に次の2つの利用者のグループ ・影響を受ける利害関係者 ・サステナビリティ報告の利用者

ISSB公開草案の市中協議への国内の対応状況

財務会計基準機構(FASF)のSSBJ設立準備委員会や、経済産業省の非財務情報の開示指針研究会においては、国際基準に日本の意見を反映させるため、ISSBの2つの公開草案へのコメントをとりまとめ、ISSBへ提出する予定です。

基準設定と国際連携

ISSBは4月27日、主要な法域の機関により構成される法域ワーキンググループを創設しました。メンバーは、中国財政部、欧州委員会、EFRAG、金融庁、SSBJ設立準備委員会、英国財務報告評議会(FCA)および米国SECです。

5月16日に上記法域ワーキンググループが開催され、メンバーから各法域における取り組みの最新情報が共有されました。法域ワーキンググループは、ISSB公開草案の市中協議期間に再度開催される予定です。

6月1日には、サステナブルな開発のための世界経済人会議(WBCSD)、国連責任投資原則(PRI)および国際会計士連盟(IFAC)から声明が公表されました。IFRS財団、米国SEC、欧州委員会とEFRAGの各公開草案は、概念、用語、および指標の点で厳密には互換性がないとし、ISSBと各国の取り組みの間でのより強力な連携を求める内容となっています。

2. 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告の公表について

- ・ワーキング・グループは、2021年9月より計9回にわたり、非財務情報開示の充実と効率化についての検討および審議を行い、6月13日に「ディスクロージャーワーキング・グループ報告－中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けて－」を公表しました。
- ・今後、本報告を踏まえ、金融庁などにおいて早急な制度整備が期待されます。

報告書での主な開示の提案内容

有価証券報告書 【新設】サステナビリティ情報の「記載欄」

全般	<ul style="list-style-type: none">TCFD提言の4つの構成要素に基づく開示 「ガバナンス」「リスク管理」(全企業)、「戦略」「指標と目標」(重要性に応じて)
気候変動	<ul style="list-style-type: none">重要性に応じ4要素の枠組みで開示(GHG排出量も含む)
人的資本、多様性	<ul style="list-style-type: none">「人材育成方針(多様性確保を含む)」「社内環境整備方針」を開示上記方針と整合的で測定可能な指標の設定、その目標と進捗状況を開示「女性管理職比率」「男性育児休業取得率」「男女間賃金格差」を開示

有価証券報告書に「記載欄」を設け、サステナビリティ情報の一体的な提供が提案されています。

また、以下についての対応が検討されています。

- ・有価証券報告書の他の項目や、任意開示書類に記載した詳細情報の相互参照も可能
- ・SSBJにおいて「記載欄」の具体的開示内容を速やかに検討
- ・市場区分などに応じた段階的対応を取るべきか検討

今後の課題

【気候変動対応】

ISSBの気候関連開示基準の策定に日本が積極的に参画することが望まれています。これにより日本の意見が反映された国際基準が実現し、SSBJにおける具体的開示内容の検討が迅速に開始することが期待されています。

【SSBJの役割の明確化】

SSBJには、国際的な意見発信や国内のサステナビリティ開示の具体的な内容の検討などの重要な役割が期待されています。ワーキング・グループは、今後SSBJが役割を積極的に果たせるよう、法令上の枠組みを含めて、取り扱いを議論する必要があると主張しています。

【サステナビリティ情報に対する信頼性確保】

開示情報の保証については、前提となる開示基準の策定や国内外の動向を踏まえたうえで、中長期的な課題として検討を進めていく必要があります。

ワーキング・グループでの今後の検討事項

サステナビリティ開示に関する企業や投資家の実務的準備に資するロードマップ策定、SSBJの役割の明確化、開示情報に対する保証についてなど、さらなる検討を進める必要があるとしています。

3. 欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)の解説

- ESRSの適用対象は、EU上場企業、大規模企業ですが、欧洲で実質的な活動を行う非EU企業にも欧洲企業と同様の報告が求められる予定です。
- ESRSの構成は、ダブルマテリアリティの考え方をベースに、3つのレイヤー、3つの報告領域(戦略、導入、実績測定)、3つのトピック(E、S、G)で形成されています。

適用範囲

ESRSは、現在、欧洲議会と欧洲理事会との間で暫定合意されている「企業サステナビリティ報告指令」(CSRD)の範囲に含まれる以下の企業に対し、欧洲議会と欧洲理事会の承認後、義務化される予定です。

EU上場企業 EU規制市場に上場する全ての企業(中小企業を含み、零細企業は除く)

大規模企業 貸借対照表において、次の3つの指標のうち2つを超える全てのEU企業



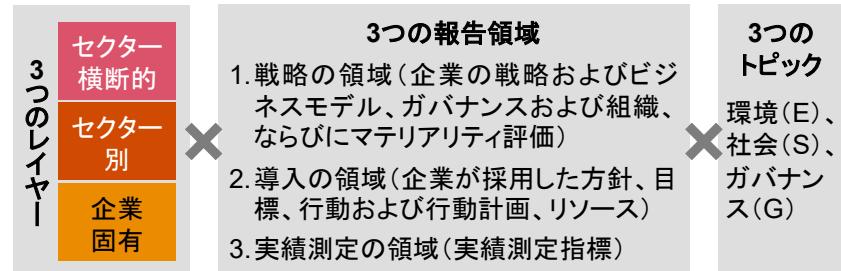
非EU企業 EU域内に少なくとも1つの子会社または支店を持つ、EUにおける純売上高150百万の企業

適用開始時期と第三者保証

CSRDの前身である非財務情報開示指令(NFRD)の適用を既に受けている企業は、2024年1月1日より適用開始となります。現在NFRDの適用対象ではない企業は、2025年1月1日より適用開始となります。

ESRS報告では、認定された監査人または認証機関による保証が求められる予定です。

ESRSに基づく報告



ダブルマテリアリティ(影響のマテリアリティと財務のマテリアリティ)

サステナビリティの問題が企業にどのように影響するかと企業が環境や社会全体にどのような影響を与えるかの概念

ESRS案は、EUの規制との整合性を保つことを目指しながら、比較可能性を高めるため、ISSB案やSEC案と比べて、全般的に詳細なガイダンスを提供しています(例としては、企業が気候変動に与える影響、包括的な気候変動の緩和と適応に関する方針と行動計画、エネルギー関連の実績測定、GHG除去量、製品とサービスからのGHG削減貢献量<任意開示>などです)。

現時点ではESGの項目を全て含んでいる草案はESRSのみとなっています。ISSBが今後策定していく他の分野の基準案について、ESRS案が少なからず影響を及ぼしていくと考えられます。

調査報告書とESG 10 minutes 過去号の紹介

SASB基準の観点から日本企業の情報開示を分析した調査報告書を発行。

サステナビリティ情報開示の転換期 - SASB基準の適用と開示状況に対する調査

SASB(サステナビリティ会計基準審議会)のインダストリー別基準が、ISSB(国際サステナビリティ基準審議会)の基準開発プロセスに組み込まれつつある中、SASB基準にどれだけ適合できているかを明らかにすることは、つまりは今後策定されるIFRSサステナビリティ開示基準にどれだけ日本企業が適合できるのかを理解することにもつながります。

この報告書では、TOPIX100構成銘柄の日本企業の情報開示を対象に、各社の開示情報が、SASB基準にどの程度適合しているかを調査することで、日本企業のサステナビリティ情報開示の現状と課題を明らかにしています。

本調査では、現在、SASB基準の観点から日本企業がうまく対応できている領域と、さらなる改善の余地がある領域に対して、その詳細の理解を深めることで、日本企業や投資家が、今後の基準の変化に適応するための材料を提供します。

<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/thoughtleadership/turning-point-of-sustainability-information-disclosure.html> にて掲載中



本稿と合わせて、ESG 10 minutes Vol. 1-Vol.3もぜひひご一読ください。

ESG 10 minutes Vol. 1(2021/12)のトピック

1. ESG—基準を巡る動向
2. IFRS財団による国際的なサステナビリティ基準の設定
3. 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」における検討
4. TCFD提言に関わる最新動向

ESG 10 minutes Vol. 2(2022/2)のトピック

1. IFRS財団による国際的なサステナビリティ開示基準の設定
2. 金融庁「記述情報の開示の好事例集2021(サステナビリティ情報に関する開示)」を公表
3. CDPが2021年のAリスト企業を発表

ESG 10 minutes Vol. 3(2022/4)のトピック

1. サステナビリティ開示基準設定に関する動向
2. 「非財務情報の開示指針研究会」の動向
3. 生物多様性や自然資本に関する動向
4. TNFDの自然関連リスク管理フレームワークの紹介

<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/column/esg-10minutes.html> にて掲載中

Fact Sheet

PwC*は、「社会における信頼を構築し、重要な課題を解決する」ことを自らのPurpose(存在意義)として定めています。私たちは、世界156カ国に及ぶグローバルネットワークに295,000人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。



主な提供サービス

- ・監査およびアシュアランス
- ・コンサルティング
- ・ディールアドバイザリー
- ・フォレンジック
- ・税務
- ・法務



People

295,371人

アシュアランス	116,890人
アドバイザリー	81,369人
税務&法務	55,286人
プラクティス・サポート・スタッフ	41,826人



Revenues

450億米ドル

サービスライン別 総収益 (単位:百万米ドル)	FY21 (FY21為替レート)	FY20 (FY20為替レート)	増減率	増減率 (恒常為替レート)
アシュアランス	17,073	16,389	4.2%	1.2%
アドバイザリー	17,029	16,092	5.8%	3.1%
税務&法務	11,040	10,551	4.6%	1.7%
総収益	45,142	43,032	4.9%	2.0%

地域別 総収益 (単位:百万米ドル)

地域別 総収益 (単位:百万米ドル)	FY21 (FY21為替レート)	FY20 (FY20為替レート)	増減率	増減率 (恒常為替レート)
米国	18,309	18,285	0.1%	0.1%
アジアおよびアジア太平洋	8,862	8,104	9.4%	6.2%
欧州・中東・アフリカ	17,971	16,643	8.0%	2.0%
総収益	45,142	43,032	4.9%	2.0%

恒常為替レートの増減率は、米ドル建ての為替レートの影響を除外した現地通貨建てでの数値です。FY21の収益は、PwC全ファームの合計収益で、FY21の為替レートの平均で換算し、米ドルで表示しています。FY20の合計収益は、FY20の為替レートの平均で表示しています。総収益にはクライアントに請求した経費も含まれます。FY20の数値は、FY21のオペレーションの最新事業構造を反映して再表示しています。そのため、FY20にアシュアランスおよび税務の一部として計上した約14億米ドルの収益は、アドバイザリーに計上されています。

PwCのメンバーファームがサービスを提供した先は、

200,000社+

Fortune Global 500社中
420社



Locations

154カ国



* PwCとは、プライスウォーターハウスクーパース・インターナショナル・リミテッドのメンバーファームによって構成されたネットワークを意味し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人です。

本 ESG 10 minutes へのお問い合わせは、PwC あらた有限責任監査法人 サステナビリティ戦略室までお問い合わせください。
Email: jp_aarata_esg-mbx@pwc.com